

労働保険料の口座振替納付を是非ご利用ください！

1. 口座振替による納付のメリット

口座振替納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。口座振替日がこれから到来する労働保険料が対象となります。注 下記の3のとおり申込期限があります。

- ☆ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ☆ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ※ 口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ☆ 手数料はかかりません。
- ☆ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます！

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替を希望される方は、**口座振替依頼書を、口座を開設している金融機関の窓口**に**3枚全て**ご提出ください。※申込用紙(口座振替依頼書)は労働局保存用、金融機関提出用、事業主控の3枚1組です。
- 申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

厚生労働省 労働保険料 口座振替 **検索**

- 注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。また、申込の時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご注意ください。
- 注2 口座振替の申込手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができません。
- 注3 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

3. 口座振替納付日(令和5年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	令和5年7月10日	令和5年10月31日	令和6年1月31日
口座振替納付日	令和5年9月6日	令和5年11月14日	令和6年2月14日 ※1
口座振替申込期限	令和5年2月27日	令和5年8月14日	令和5年10月11日

※1 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

労働保険の電子申請も是非ご利用ください！

電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」※2を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

※2 電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

☆ いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

☆ 簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけで済みます。入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

千葉県最低賃金をご確認ください！

千葉県最低賃金は、令和4年10月1日から【時間額 984円】です。